

第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関、暗号資産交換業者等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

I 貸金業者の概況

2010年6月18日に完全施行された「貸金業法」については、貸金業者の業務の適正化を図り、多重債務問題の解決を講じる観点から、従前の「貸金業の規制等に関する法律」に、総量規制の導入による借りすぎの抑止、行為規制や参入規制、指定信用情報機関制度の創設等の改正を行ったものである。

また、「貸金業者向けの総合的な監督指針」については、2007年11月7日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時改正を行ってきたところであるが、2018年度においては、改元に伴う改正を行った。

前述の貸金業法の改正から10年が経過し、貸金業者の登録業者数は、11,832業者(2007年3月末時点)から1,716業者(2019年3月末時点)に、貸付金残高も43兆6,727億円(2007年3月末時点)から23兆5,084億円(2018年3月末時点)に、それぞれ大幅に減少しているが、最近では、フィンテックを活用した新たなビジネスとして、ビッグデータや人工知能などのIT技術をマーケティングや与信審査に活用する業者や、スマートフォン等を利用したオンライン完結型の貸付けサービスを提供する業者など、新しい多彩なアイデアを持った新規参入業者の動きもみられる。

(貸金業者の登録業者数の推移)

	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末
財務(支)局長登録	285	285	281
都道府県知事登録	1,580	1,485	1,435
合計	1,865	1,770	1,716

II 貸金業者に対する金融モニタリング

財務(支)局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、2018事務年度は、15業者に対して検査を実施した。

Ⅲ 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（別紙 1 参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、2009 年 6 月 18 日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも 1 回行うこととされ（貸金業法施行規則第 26 条の 34 第 1 項）、2018 事務年度においては、2018 年 11 月 18 日に実施した。

Ⅳ 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、2009 年 10 月 5 日より登録申請の受付を開始している。

なお、2019 年 6 月末現在、25,889 人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

Ⅴ 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、2010 年 9 月 30 日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、2011 年 1 月から登録講習を実施している。

同講習は毎年 1 回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第 26 条の 63 第 1 号）、2018 事務年度は、計 37 回実施している。

Ⅵ 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第 3 段階施行（2009 年 6 月 18 日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、2019 年 6 月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
2010 年 3 月 11 日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目 23 番 7 号
	株式会社日本信用情報機構	東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館

貸金業務取扱主任者の資格試験実施状況及び申請状況

(単位:人、%)

	第1回試験 (平成21年8月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	第6回試験 (平成23年11月20日実施)	第7回試験 (平成24年11月18日実施)	第8回試験 (平成25年11月17日実施)	第9回試験 (平成26年11月16日実施)	第10回試験 (平成27年11月15日実施)	第11回試験 (平成28年11月20日実施)	第12回試験 (平成29年11月19日実施)	第13回試験 (平成30年11月18日実施)	合計
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585	11,639	11,680	11,420	196,509
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186	10,139	10,214	9,958	175,645
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178	3,095	3,317	3,132	82,425
合格率	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	24.5	31.2	30.5	32.5	31.5	46.9
申請者数	22,435	7,494	4,311	3,397	2,406	1,395	1,526	1,530	1,435	1,658	1,506	1,676	-	50,769
申請率	71.6	69.3	54.4	62.1	60.5	58.3	58.7	56.9	57.6	52.2	48.7	50.5	-	61.6

第3節 前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者の検査・監督をめぐ る動き

I 前払式支払手段発行者の概況

2010年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下、「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされた。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末
自家型発行者	880	935	966
第三者型発行者	997	974	952
合計	1,877	1,909	1,918

II 前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2018事務年度は、41業者に対して検査を実施した。

III 前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙等による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務（支）局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトには払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについ

て」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5 前払支払手段発行者関係」においては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60 日より可能な限り長い払戻申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻手続については、資金決済法施行日から 2019 年 6 月末までに 1,576 件実施されている。

IV 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（3 月末と 9 月末）における未使用残高が 1,000 万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の 2 分の 1 以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（1990 年 10 月 1 日）から 2019 年 6 月末までに 52 件実施されている。

（2017 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
実績なし		

（2018 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
協同組合下田クレジット	東海財務局	2018 事務年度
(株) ケフィア事業振興会	関東財務局	配当未実施（2019 事務年度中実施予定）

V 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（2009 年 1 月 14 日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされた。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみに認められてきた為

替取引を少額の取引（100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引）に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設され、2010年4月1日より施行された。

創設当初から9年が経過し、海外送金、インターネット上や、モバイル端末を利用した送金など資金移動サービスの内容は多様化しており、グローバルに資金移動サービスを展開する業者や、ECビジネスを展開するIT企業など様々な業界からの参入が相次いでいる。

資金移動業者数は、2011年3月末の11業者から2019年6月末現在の64業者と増加するとともに、2015年度から2017年度までの年間送金件数及び年間取扱額のいずれも増加している。

(年間取扱額及び年間送金件数の推移)

	2015年度	2016年度	2017年度
年間送金件数	26百万件	42百万件	84百万件
年間取扱額	5,479億円	7,481億円	10,877億円

VI 資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2018事務年度は、8業者に対して検査を実施した。

VII 暗号資産交換業者の概況

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、暗号資産に関する制度の在り方について審議・検討が行われ、2015年12月に報告書が取りまとめられた。

これを受け、暗号資産と法定通貨の交換業者について登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が第190回国会で成立（2016年6月公布、2017年4月1日施行）。

その後、国内交換業者において顧客からの預り資産の外部流出事案が発生したほか、立入検査により、暗号資産交換業者（みなし業者を含む。）の内部管理態勢等の不備が把握された。また、暗号資産の価格が乱高下し、暗号資産が決済手段ではなく投機の対象となっているとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた暗号資産の取引や暗号資産による資金調達等の新たな取引が登場している。

こうした状況を受け、暗号資産交換業等を巡る諸問題について制度的な対応を検討するため、2018年3月に「仮想通貨交換業等に関する研究会」が設置され、同年4月以降11回にわたり開催されるとともに、同年12月に報告書がとりまとめられ

た。

これを踏まえ、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備等を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立（2019年6月公布）。

2019年6月末現在の暗号資産交換業者数は19業者となっている。

一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を資金決済法に基づく自主規制機関に認定した（2018年10月）。認定後は、業務計画の進捗状況や自主規制機能の発揮状況等に対するモニタリング（体制整備の促進等）、定期的な意見交換会の実施（2018年12月、2019年4月及び6月）等を通じ、無登録業者への対応等における自主規制機関との連携体制の構築を行った。

G20議長国として、暗号資産に係る各国国際機関等での議論を主導し、各国当局や国際機関の参加の下、暗号資産ラウンドテーブル（2018年9月）を実施する等、国際的な連携を強化した。また、各国当局との面会等の機会を通じた我が国の知見の共有、海外当局との監督上の連携を行った。

VIII 暗号資産交換業者に対する金融モニタリング

暗号資産交換業者に対しては、資金決済法に基づき、暗号資産流出事案も踏まえ、金融庁及び財務局が順次立入検査を実施しており、2018事務年度は、暗号資産交換業者4業者に対して検査を実施した。また、その結果等に基づき、2社に対して行政処分（業務改善命令）を行っており、行政処分に至った法令違法等の内容は、「流出事案に係る顧客被害に対する対応」等となっている。

新規登録申請業者に関しては、登録審査プロセスの透明性を高めるため、質問票等の公表（2018年10月）、審査の時間的目安等の公表（2019年1月）を行った。多様かつ多数の申請業者に対し、業務運営体制の実効性について厳正な審査を実施した結果、新たに3社を登録した。

第4節 S P C等の監督をめぐる動き

I S P C等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（1997年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、1998年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「S P C」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、2000年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。2006年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。2011年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

（S P Cの登録・届出件数）

	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2019年6月末
新法S P C	696社	728社	755社	761社
旧法S P C	—	—	—	—

（注1）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

（注2）新法S P Cとは、2000年11月以降、新法に基づき設立されたS P Cをいい、旧法S P Cとは、特例旧特定目的会社をいう。

II 資産の流動化の状況

（億円）

	2016年9月末	2017年9月末	2018年9月末
資産対応証券の発行残高等	79,301	82,394	87,770
(1) 新法S P C	79,240	82,333	87,770
(2) 旧法S P C	61	61	0
① 不動産	31,513	32,362	36,251
② 不動産の信託受益権	35,363	37,977	40,628
③ 指名金銭債権	6,353	5,833	3,504
④ 指名金銭債権の信託受益権	2,656	2,015	1,227
⑤ その他	3,416	4,207	6,160

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳

第5節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、1991年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

2013年12月には、倒産隔離が図られたSPCスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

2017年12月には、小口資金による空き家・空き店舗等の再生を通じた地方創生の推進、観光等の成長分野における良質な不動産ストックの形成の促進を図るため、①小規模な不動産特定共同事業に係る特例の創設、②クラウドファンディングに対応するための環境整備、③プロ投資家向け事業の規制の見直し等を行う改正法が施行された。

2019年5月には、小規模不動産特定共同事業の活用を促進するため、「小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習を指定するための基準等」（令和元年5月16日金融庁・国土交通省告示第一号）を定めるとともに、小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習を指定した。（令和元年5月29日金融庁・国土交通省告示第二号）

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係」については、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令が2019年4月15日から施行されることに伴う所要の改正を行った（2019年4月15日より適用）。

不動産特定共同事業者の数は、2019年6月30日現在142社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が70社、国土交通大臣許可業者が1社、都道府県知事許可業者が72社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は5社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は2019年6月30日現在66件である。

小規模不動産特定共同事業者の数は、2019年6月30日現在8社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣登録業者が3社、都道府県知事登録業者が5社である。

第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乘せする年金制度として、2001年6月に確定拠出年金法が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、2019年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は218法人となっている。（別紙1参照）

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数					
	うち銀行	うち協同組織金融機関 (※)	うち保険会社	うち証券会社	その他	
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22
2017年6月末	207	76	84	11	10	26
2018年6月末	216	76	84	11	13	32
2019年6月末	219	76	83	11	14	35

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

第7節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、2007年6月20日に成立し、2008年12月1日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

2017年4月には、金融審議会「決済業務の高度化に関するワーキンググループ」報告書（2015年12月）において、「記録機関の間での電子記録債権の移動を可能とするための制度整備を行うこと」と提言されたことを受け、記録機関間で電子記録債権を移動するための手続等を規定した改正法が施行された。

電子債権記録機関は、2019年6月末現在5社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	2009年6月24日
SMB C電子債権記録株式会社	2010年6月30日
みずほ電子債権記録株式会社	2010年9月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	2013年1月25日
T r a n z a x 電子債権株式会社	2016年7月7日

第8節 電子決済等代行業者の監督をめぐる動き

金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」において、オープンイノベーション（連携・協働による革新）を進めていくための制度整備について審議・検討が行われ、2016年12月に報告書が取りまとめられた。

これを受け、電子決済等代行業者に対する登録制を導入し、利用者保護の観点からの規制を盛り込んだ「銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）」が第193回国会で成立（2017年6月2日公布、2018年6月1日施行）。

また、登録後の電子決済等代行業者に係るモニタリングの枠組みを定めるため「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正案のパブリックコメントを実施した。

2019年6月末現在の電子決済等代行業者数は57業者となっている。（別紙1参照）

電子決済等代行業者登録一覧

(別紙1)

【全業者数：57】

令和元年6月30日現在

所管	登録番号	登録年月日	電子決済等代行業者名
北海道財務局	北海道財務局長（電代）第1号	平成31年1月10日	株式会社イークラフトマン
関東財務局	関東財務局長（電代）第1号	平成30年9月10日	フリー株式会社
	関東財務局長（電代）第2号	平成30年9月10日	SBI Ripple Asia株式会社
	関東財務局長（電代）第3号	平成30年10月1日	株式会社マネーフォワード
	関東財務局長（電代）第4号	平成30年10月12日	株式会社ネストエッグ
	関東財務局長（電代）第5号	平成30年11月5日	アイ・ティ・リアライズ株式会社
	関東財務局長（電代）第6号	平成30年11月5日	株式会社イーコンテクト
	関東財務局長（電代）第7号	平成30年11月21日	株式会社Zaim
	関東財務局長（電代）第8号	平成30年12月11日	ソリマチ株式会社
	関東財務局長（電代）第9号	平成30年12月20日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	関東財務局長（電代）第10号	平成30年12月20日	LINE Pay株式会社
	関東財務局長（電代）第11号	平成30年12月20日	弥生株式会社
	関東財務局長（電代）第12号	平成30年12月27日	マネーツリー株式会社
	関東財務局長（電代）第13号	平成30年12月27日	株式会社エムティーアイ
	関東財務局長（電代）第14号	平成30年12月27日	NCore株式会社
	関東財務局長（電代）第15号	平成30年12月27日	SBペイメントサービス株式会社
	関東財務局長（電代）第16号	平成31年1月10日	楽天証券株式会社
	関東財務局長（電代）第17号	平成31年1月10日	ヴェルク株式会社
	関東財務局長（電代）第18号	平成31年1月16日	カブドットコム証券株式会社
	関東財務局長（電代）第19号	平成31年1月16日	株式会社スマイルワークス
	関東財務局長（電代）第20号	平成31年1月28日	株式会社オービックビジネスコンサルタント
	関東財務局長（電代）第21号	平成31年1月28日	SMBC日興証券株式会社
	関東財務局長（電代）第22号	平成31年1月28日	Miroku Webcash International株式会社
	関東財務局長（電代）第23号	平成31年1月28日	株式会社NTTドコモ
	関東財務局長（電代）第24号	平成31年1月30日	株式会社BearTail
	関東財務局長（電代）第25号	平成31年1月30日	ペリトランス株式会社
	関東財務局長（電代）第26号	平成31年1月30日	SMBCファイナンスサービス株式会社
	関東財務局長（電代）第27号	平成31年2月12日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
	関東財務局長（電代）第28号	平成31年2月12日	楽天銀行株式会社
	関東財務局長（電代）第29号	平成31年2月25日	テレコムクレジット株式会社
	関東財務局長（電代）第30号	平成31年2月25日	三菱UFJファクター株式会社
	関東財務局長（電代）第31号	平成31年2月25日	PAY株式会社
	関東財務局長（電代）第32号	平成31年2月25日	KDDI株式会社
	関東財務局長（電代）第33号	平成31年3月7日	第一三共ビジネスアソシエ株式会社
	関東財務局長（電代）第34号	平成31年3月7日	SAISON Office合同会社
	関東財務局長（電代）第35号	平成31年3月18日	株式会社インフォーマット
	関東財務局長（電代）第36号	平成31年3月18日	GMOイブシロン株式会社
	関東財務局長（電代）第37号	平成31年3月28日	クラウドキャスト株式会社
	関東財務局長（電代）第38号	平成31年4月1日	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社
	関東財務局長（電代）第39号	平成31年4月12日	ビープラッツ株式会社
	関東財務局長（電代）第40号	平成31年4月19日	株式会社SXF
	関東財務局長（電代）第41号	平成31年4月23日	エメラダ株式会社
	関東財務局長（電代）第42号	令和元年5月13日	三菱UFJニコス株式会社
	関東財務局長（電代）第43号	令和元年5月15日	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
	関東財務局長（電代）第44号	令和元年5月28日	NTTファイナンス株式会社
	関東財務局長（電代）第45号	令和元年5月28日	マネータップ株式会社
	関東財務局長（電代）第46号	令和元年6月3日	株式会社ミロク情報サービス
	関東財務局長（電代）第47号	令和元年6月28日	株式会社スタイル・エッジ

所管	登録番号	登録年月日	電子決済等代行業者名
東海財務局	東海財務局長（電代）第1号	平成31年1月25日	株式会社ミライコミュニケーションネットワーク
	東海財務局長（電代）第2号	平成31年4月3日	株式会社グローバルワイズ
	東海財務局長（電代）第3号	令和元年5月8日	株式会社電算システム
近畿財務局	近畿財務局長（電代）第1号	平成31年2月15日	三井住友カード株式会社
	近畿財務局長（電代）第2号	平成31年4月12日	ダイキンアカウンティングソリューションズ株式会社
	近畿財務局長（電代）第3号	令和元年6月4日	株式会社アプラス
福岡財務支局	福岡財務支局長（電代）第1号	平成30年12月12日	iBankマーケティング株式会社
	福岡財務支局長（電代）第2号	平成31年4月19日	ドレミング株式会社
	福岡財務支局長（電代）第3号	令和元年5月13日	株式会社スタイル・エッジLABO

第9節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング

I 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき経済産業省と金融庁等との共管となっており、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が共同で検査を実施している。

2018 事務年度は、2 協会に対して検査を実施した。

信用保証協会の検査を行う行政庁

種 類	区 域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
	信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（2019年3月末現在）。

II 政策金融機関等に対する金融モニタリング

金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されている政策金融機関等に対し、2003 事務年度から検査を実施している。2015 年 10 月には、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任された。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。